



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/DR.2

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026 年 8 月 9 日

Sponsor: Australia, Bangladesh, Barbados, Burkina Faso, Cabo Verde, Canada, Chad, Chile, Colombia Dominican Republic, Ecuador, El Salvador, Grenada, Honduras, Japan, Kenya, Kiribati, Maldives, Marshall Islands, Mexico, New Zealand, Panama, Peru, Samoa, Tajikistan, Timor Leste, Trinidad and Tobago, and Uruguay,

第 25 回ローマ規程締約国会議は、

ローマ規程へのコミットメントを再確認し、国際社会全体が懸念する最も重大な犯罪が処罰を免れてはならないという決意を改めて表明し、

ICC およびその役員および職員は、威圧を受けることなく、その任務および職務を遂行できるべきであると確信し、ICC、その職員、および市民社会を含む協力者に対する、制裁や同様の効果をもたらす措置を含む、あらゆる脅迫、攻撃、扇動、または干渉を遺憾に思い、

未執行の逮捕状の執行の見通しを高めるため、各国と裁判所との間の協力を改善するための実践的な解決策について、引き続き協議を行う必要性を認識し、

ローマ規程締約国会議 (ASP) が、アディスアベバにあるアフリカ連合 (AU) 本部内に ICC の代表部を設置することを決定したことを想起し、

ICC の現在の補完性原則に基づく方針は、不処罰のない世界を実現するという目標にもかかわらず、ICC を受動的な組織としてしか機能させず、その結果、汚職、資源不足、法的インフラの欠如といった世界的な司法制度における核心的な課題に ICC が取り組むことを妨げていることを認識し、

ICC の地域代表事務所の設置は、各国との対話を通して ICC およびその使命に対する理解を促進し、ICC の調査や裁判の早急性を向上し、さらに ICC が積極補完性の政策を実施することを可能になると確信し、

締約国の ICC への協力と分担金の支払いは ICC の機能継続に不可欠だと認識し、締約国の義務であると認識し、

締約国の積極的な協力や、分担金の支払いを促すためには、非協力・未払いに対しては ASP として非難し措置を実行し、積極的な協力や支払いは ASP として称える必要があると認識し、

1. ICC と締約国の互いの情報共有は ICC の機能強化に当たって必要だと認識し、ローマ規定に基づく補完性の原則を尊重しつつ、国内司法が適切に機能しない場合には、重大な国際犯罪について国家主権よりも国際刑事責任を優先指定追及することを確認する；
2. 現職国家元首に対する司法手続きの条件付き時限猶予メカニズムを設け、ICC に以下の累積条件に基づく審査を義務付ける；
 - a. 現職国家元首の不即時問責に伴う国家崩壊、権力の空白、または重大な内乱リスクを予測し、国家安定における当該人物の不可欠性を示す公式評価ペーパーの提出、
 - b. 国内の和平条約および政権引き継ぎプロセスの客観的な進捗段階に応じた司法タイムラインの設定、

- c. 後継政権（新指導部）に対し、政権移行を完了させ、一年以内に ICC へ年次進捗報告ペーパーを提出することを義務付けるロードマップの提示,
 - d. 猶予期間が終了するまでの逮捕状の当該者の ICC への引渡しへの合意;
3. 猶予期間中、ロードマップの履行状況を監視するための定期的な現地調査・検証を ICC に義務付け、約束の不履行または指定された一年以内の引き継ぎ未完了が発生した場合、直ちに猶予を取り消し、全司法手続きを再開することを決定する;
4. 締約国が ICC へ提出する履行報告書をもとに、以下の内容をまとめて公開する、「協力度評価制度」の導入を要請する;
- a. 逮捕状執行,
 - b. 証拠提出,
 - c. 司法能力の履行状況,
 - d. ICC への改善点,
 - e. ICC からのベストプラクティス国の公表,
 - f. 協力的な締約国及び能力的に協力できない国に対しては、司法能力構築支援、技術支援及び専門家派遣等のインセンティブを提供すること,
 - g. 当該評価制度は透明性、公平性及びローマ規定に定める補完性の原則を尊重して運用すること,
 - h. 制裁を前提とするのではなく、加盟国との対話及び改善計画の策定を優先する;
5. 主文 4 の「協力度評価制度」において、以下のことを確認する:
- a. 当該評価制度は透明性、公平性及びローマ規定に定める補完性の原則を尊重して運用すること,
 - b. 制裁を前提とするのではなく、加盟国との対話及び改善計画の策定を優先すること;
6. 司法能力構築支援においては、ICC や締約国、地域機構と連携し、または二か国間での協定や地域機構も活用して行うことを奨励する;
7. 国際社会において、ICC の透明性と信頼を構築するため、独立専門家審査（IER）における可能な限りの ICC の情報公開や ICC の独立性、ICC 改革の進捗の情報公開における監査の強化を決定する;
8. 安全保障理事会に対し、ローマ規定 16 条を遵守するよう要請する;
9. ICC 及び締約国会議が能力不足に直面する加盟国に対し、司法制度整備、操作技術、証拠収集及び人材育成に関する能力構築支援を実施することを奨励する;
10. 締約国が以下枝分 a に記載されている行動を含む、ICC へ非協力的な行動を協力可能な能力を有しながら、政治的理由等により意図的・悪意をもって行い、ICC がその課題解決を ASP に付託した場合、ASP は当国に「協力度評価制度」に加えて非協力的な行動をとってしまった理由と今後の ICC との協力予定の内容を加えたものを提出を要請し、1 年間の猶予期間を設け、当国と他の締約国や ICC との対話を十分にしてから、対話で解決が導けられなかった場合のみに最終手段として当国を 5 年以下の期間「非協力締約国」と定め、当国の事情やどのような非協力的な行動を行ったかを考慮して以下枝分 c に記載されている措置を実行することを決定する:
- a. ICC への非協力的な行動は以下を含む,

- i. ICC、およびその職員の業務の執行への妨害,
 - ii. ICC、およびその職員に対する、制裁や同様の効果をもたらす措置を含む、あらゆる脅迫、攻撃、扇動、または干渉,
 - iii. ICC による調査への非協力,
 - iv. ICC により発行された逮捕状の履行への非協力,
 - v. ICC への分担金の半分以上の 3 年間継続した未払い,
 - vi. 上記以外の ICC によるあらゆる協力の要請に対する非協力;
 - b. 「非協力締約国」に対し、以下の措置を一つ以上下す：
 - i. 分担金の 10%以下の金額の罰金,
 - ii. 「非協力締約国」である期間、裁判官候補の推薦権の剥奪,
 - iii. 「非協力締約国」である期間、当国出身者の ICC 裁判官の辞職勧告,
 - iv. 「非協力締約国」である期間、裁判官選出の投票権の剥奪;
11. 締約国が主文 10 枝分 a に記載されている行動を含む、ICC へ非協力的な行動を治安悪化、制度的欠如、または国内混乱等により協力を実行する物理的・構造的な能力が制約されていることが原因で行い、ICC がその課題解決を ASP に付託した場合、ASP は当国を「協力能力制約国」と定め、当国に対して必要な技術・司法支援の内容を加えた「協力度評価制度」の提出を要請すること、そして可能な締約国や ICC と連携・協力し、「履行改善計画書」の支援要請に従って主文 4 の通りに必要な技術・司法支援を可能な限り提供し、当国と ASP の両方が当国の協力体制が十分であることを認めた場合のみ、「協力能力制約国」の認定を解除することを決定する；
 12. 締約国に対し、地域ごとで他の締約国と協力し、締約国から警察要員を逮捕状が発行されている当該者の逮捕に向けて派遣し、各締約国に他国籍で組織するよう要請する；
 13. 国連開発計画（UNDP）に対し、現職国家元首の逮捕後に政治的混乱が生じた国へ経済的支援をするように要請する；
 14. ICC に対する政治的圧力が発生した場合、一定期間内に ASP 会議を行い、外交的に抗議をすることを決定する；
 15. ICC の財政的自立及び持続可能性を確保するため、ICC に対して以下を要請する：
 - a. 締約国の経済状況に基づいて安定した分担金拠出を維持すること,
 - b. 自発的拠出及び能力構築基金への支援を促進すること,
 - c. 予算執行の透明性及び説明責任を一層向上させること;
 16. ICC に対し、AI を活用して業務を効率化するよう要請する；
 17. 現職国家元首に対する司法手続きの条件付き時限猶予メカニズムを設け、ICC に以下の累積条件に基づく審査を義務付ける：
 - a. 現職国家元首の不即時問責に伴う国家崩壊、権力の空白、または重大な内乱リスクを予測し、国家安定における当該人物の不可欠性を示す公式評価ペーパーの提出,
 - b. 国内の和平条約および政権引き継ぎプロセスの客観的な進捗段階に応じた司法タイムラインの設定,

- c. 後継政権（新指導部）に対し、政権移行を完了させ、一年以内に ICC へ年次進捗報告ペーパーを提出することを義務付けるロードマップの提示,
- d. 猶予期間が終了するまでの逮捕状の当該者の ICC への引渡しへの合意,

18. ICC の財政的自立及び持続可能性を確保するため、ICC に対して以下を要請する：

- a. 締約国の経済状況に基づいて安定した分担金拠出を維持すること,
- b. 自発的拠出及び能力構築基金への支援を促進すること,
- c. 予算執行の透明性及び説明責任を一層向上させること；

19. ICC の職員組合協議会（SUC）に対し、ICC 職員やその親族などをいかなる権利の侵害から擁護するために、以下の措置の実行・導入を要請する：

- a. ICC 職員がその職務の特性により経済制裁や同様の効果をもたらす措置によってその財産が侵害された場合、失った財産を満額補填ができるよう保険制度の設立,
- b. ICC 職員の名誉が侵害された場合、名誉回復のための認知拡大および啓蒙活動の実行,
- c. 言われのない批判を受け ICC 職員が心理的ダメージを負った場合、必要に応じて心理カウンセラーを用意し、当職員の心理的なリハビリの支援,
- d. ICC 職員が安心して職務を全うできるよう、職員から申請を受けた場合職員の家族・その他必要性の認められる人を保護する制度の構築,
- e. 判事及び検察官の職務終了後においても、必要に応じて安全確保のための支援を継続すること,
- f. ICC 職員に対するサイバー攻撃及び情報漏洩への対策を強化すること；

20. 可能な締約国や ICC と連携・協力し、必要な締約国に対して司法能力の構築に対する支援を行い、すべての締約国が ICC に協力できる体制になるよう整備し、各国内での司法制度の充実を目指すことを決定する；

21. ICC 職員保護に当たっての予算に関する議論は継続することを決定する。